平成30年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果

令和元年(2019年) 6月 練 馬 区 保 健 所

平成30年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果の公表について

「平成30年度練馬区食品衛生監視指導計画」に基づいて実施した監視指導の結果について公表いたします。

1 主な監視指導事業について

(1) 年間監視件数

監視件数 13,510件

(2) 監視指導事業

区内飲食店、製造業、販売業の施設への立ち入りを行い、

- 食品・添加物が適切に取り扱われているか
- 食品の表示が適正に行われているか

などの監視を実施し、不適切なものに対しては改善を指導しました。

さらに、

- 食中毒が発生しやすい業種
- 食中毒発生時に多数の患者が発生するおそれのある大量調理施設

に対して、より重点的に監視指導を実施しました。

そのほか、必要に応じて現場簡易検査を行いました。

こうした監視指導の結果は5の(3) 食品等事業者対象講習会に活用し、食中毒防止対策を含む営業者の自主管理の推進に役立てています。

(3) 重点的監視施設・業種の監視件数内訳

総数 7,422 件

実施内容	実施件数	実施内容	実施件数
行楽地·縁日等	701	菓子製造業(洋生菓子)	25
豆腐製造業	21	輸入かんきつ	2
	151	歳末一斉(再掲含む)	2,256
集団給食	204	菓子製造業(パン・その他)	30
夏期対策(再掲含む)	3,669	大規模飲食店	8
飲食店営業(そば)	55	大規模製造業	2
	60	買上げ検査	22
飲食店営業(焼肉店、居酒屋等)	103	各種製造業	50
つけもの製造業	6	各種販売業	23
菓子製造業(和生菓子)	34		

備考:「夏期対策」は、食中毒多発期の夏期、「歳末一斉」は、多種多様の食品が短期間に流通する年末において、厚生労働省の実施要領により全国一斉に実施される監視(再掲含む)。

(4) 監視時に行った食品収去検査結果

収去検査*1の結果、基準適合率*2は96.1%でした。(東京都作成の指導基準による。)

	細菌検査	化学検査	合 計
実施数	911	144	1,055
(不適合数)	(41)	(0)	(41)

(5) 現場簡易検査実施数

実施施設数 412 件

		食品等	器具類	手指等	総数
	大 腸 菌 群	15	194	288	497
検	黄色ブドウ球菌	1	-	79	79
検査項目	腸炎ビブリオ	84	-	-	84
目	油 の 酸 化	10	-	-	10
	A T P * 3	1	33	44	77
	総数	109	227	411	747

2 違反・苦情食品対策

(1) 区民等から寄せられた苦情についての対策

苦情の内容により、販売店・製造所等の調査や、必要に応じて食品その他検体の検査を実施して、原因を調査しました。調査の結果、販売店・製造所等の取扱い等が苦情の原因であれば、改善を指導するなどの措置をとりました。

(分類別件数)

	異	腐 敗	カ ビ	異 味	変	変	取食品	従	表	有	施 設	そ	総
	物 混	変	っ の 発	· · 異			· 扱器 具	事			· 設	の	
分	入	敗	生	臭	色	質	いの	者	示	症	備	他	数
件数	21	2	4	4	-	_	6	_	2	33	19	8	99

(2) 違反食品

監視や苦情対応の過程で、食品衛生法(昭和22年法律第233号)または食品表示法(平成25年法律第70号)に違反した食品*4等を77件発見しました。そのうち練馬区内に製造・販売者がある67件については、改善を指導しました。また、製造・販売者が練馬区外にある10件については、管轄する自治体へ通報し、調査・指導を依頼しました。

なお、平成30年度の違反食品については、監視によって発見したものが47件(すべて表示に関するもの)、苦情によるものが30件(異物混入など)でした。

3 食中毒について

平成30年度、練馬区内の施設を原因とする食中毒の発生は、以下の3件でした。

発生年月日	原因施設	原因食品	原因物質	患者数
平成30年4月10日	魚介類販売業	イワシ	アニサキス	1 名
平成 30 年 4 月 15 日	不明	ブリ、ヒラメ、 金目鯛	アニサキス	1 名
平成30年5月6日	飲食店営業	当該施設で 提供された食事	ノロウイルス G II	18名

4 不利益処分等

法違反により処分を行ったものについて、食品衛生法第 63 条の規定に基づき、営業者 の氏名、施設名、処分内容を公表しました。

処分年月日	処分対象	処分内容	処分理由
平成 30 年 4 月 13 日	魚介類販売業	営業停止(1日間) 取扱改善命令	食品衛生法第6条4号違反 同法第50条第3項違反 (食中毒の発生および 公衆衛生上講ずべき措置違反)
平成 30 年 5 月 21 日	飲食店営業	営業停止(3日間) 取扱改善命令	食品衛生法第6条3号違反 同法第50条第3項違反 (食中毒の発生および 公衆衛生上講ずべき措置違反)

5 区民・事業者・行政間の情報および意見の交換(リスクコミュニケーション)

(1) 食の安全・安心シンポジウムの開催

10月6日(土)に、「実際どうなの?災害時の食と衛生」をテーマにシンポジウムを開催し、参加者は113名でした。

(2) 情報提供および普及啓発

食中毒多発期の注意喚起や食中毒防止のための知識および食品問題発生時などの情報を、広報紙やホームページ等の媒体や講習会などを通じて提供しました。

 情報提供の形態	回数・日程など	内容
ね り ま食品衛生だより	3 回 発 行合計 24,000 部	気になる食中毒と予防の基本 きれいに洗浄!正しく消毒! 魚にまつわる食中毒
消費生活展	6月16、17日 10月6~15日	食品衛生相談、パネル展示、手洗いチェック等パネル展示(くらしのフェア 2018 パネル展)
消費者向け講習会	17回605名	消費者グループ、中·高校生 他
(食の安全教室)	(8回 335名)	(保育園児、小学校低学年対象 上記の再掲)
ね り ま 区 報	6 月 2 1 日 号 7 月 5 日 号 1 0 月 5 日 号 1 1 月 2 1 日 号	家庭でできる食中毒予防 家庭でできる食中毒予防(英語版・中国語版) 冬の食中毒予防(英語版・中国語版) 冬の食中毒予防・感染症を予防しよう
照 姫 ま つ り	4 月 2 2 日 1 0 月 2 1 日	食品衛生についての情報提供、街頭相談
食品衛生月間パネル展示	8 月 1 ~ 3 1 日 12月17日~ 平成31年1月11日	家庭での食中毒にご注意! 冬の食中毒予防・リステリア・O157に注意
ちょっと待って! お 肉 の 生 食	3 月 発 行 7 , 5 0 0 部	3歳児健診等で配布(各保健相談所)
これからママになる	3 月 発 行	妊娠中に気をつけて欲しい事
あ な た へ	7 , 4 0 0 部	(母と子の保健バッグ)
手洗い大作戦!	3 月 発 行	手洗いポスターと 30 日手洗いがんばり表
(児童向け)	6 , 5 0 0 部	(練馬区内小学校の新1年生全員に配布)

(3) 食品等事業者対象講習会の実施

つぎのような分類で実施しました。

ア 業態別営業者講習会

すし店・食肉販売店など、業態ごとの営業者を対象に、それぞれの業態の特色を 考慮した衛生管理を中心とした食品衛生実務講習会を、36 回、1,923 名に実施しま した。

イ 食品衛生実務講習会

食品取扱施設の食品衛生責任者^{※5}を主な対象とし、自主的な衛生管理の推進に関する事項や最新の食品衛生に関する事項について、食品衛生実務講習会を実施しました。平成30年度は9月5日に開催し、353名が受講しました。

(4) 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

練馬区長が委嘱した食品衛生推進員や食品衛生協会の自治指導員が、自主的な衛生 管理の推進活動を行いました。

ア 食品衛生推進員

年2回開催の食品衛生推進員会議などを通じ、保健所事業への協力や普及啓発活動への協力を行いました。

イ 自治指導員

食品事業者に対し自主管理の手法等の情報提供やパンフレット等を配布しました。

(5) 意見募集

平成31年度食品衛生監視指導計画の策定においては、平成31年1月に区のホームページに計画案を掲載し、ご意見を電子メールなどで募りました。また、1月21日に開催した、練馬区食品衛生推進員会議においても、計画案に対するご意見を募りました。これらのご意見を踏まえて、平成31年度食品衛生監視指導計画を策定いたしました。

用語の解説

- ※1 収去検査とは…食品衛生法第 28 条に基づいて実施する食品の検査のことで す。検査に必要な食品等は食品等事業者から無償で提供させることができます。
- ※2 基準適合率とは…全収去検体数から、東京都作成の指導基準に基づいて判定した結果「不良」となった検体数を除いたものを、全収去検体数で割って得られた数値です。

基準適合率=

((全収去検体数-「不良」となった検体数) ÷全収去検体数) ×100 (%)

- ※3 ATPとは…ATPとは全ての生物が持っているエネルギー貯蔵物質です。A TPふき取り検査法により、ふき取った面のATP量を調べることで、微生物や 食品によってどの程度汚染されているかが分かります。ふき取りから判定までに 要する時間はわずか1分で、迅速な検査ができます。
- ※4 食品衛生法または食品表示法に違反した食品とは…有害·有毒な食品や病原微生物に汚染された食品、食品·添加物の規格基準に違反した食品のほか、異物が 混入した食品、適正な表示がされていない食品などのことです。
- ※5 食品衛生責任者とは…食品の安全を確保するために必要な知識を有すると認 定された人のことで、食品を取扱う営業を行う際に配置が義務付けられていま す。栄養士、調理師といった食品に関する資格を有する者のほか、食品衛生責任 者の養成講習会を受講した人が食品衛生責任者になることができます。

食品衛生責任者の役割は食品衛生に関する法令に違反しないよう、営業施設の管理運営、従事者の健康管理および衛生教育、事業者へ助言・勧告を行うことです。

 $\mp 176 - 8501$

練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区保健所 生活衛生課 食品衛生担当係

電 話 03 - 5984 - 4675

FAX 03 - 5984 - 1211

E-mail seikatueisei02@city.nerima.tokyo.jp